

静岡県公安委員会規則第2号

静岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月28日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

静岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

静岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成7年静岡県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（聴聞の審理の公開） 第12条 （略） 2 前項の規定による公示は、<u>聴聞を行う公安委員会等の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。</u>	（聴聞の審理の公開） 第12条 （略） 2 前項の規定による公示は、<u>インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。